

KDDI提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの 簡素化等に関する意見

平成17年6月6日
KDDI株式会社

前回検討会における電柱添架ポイントの認識

(1) 今回の光引込線自前敷設の対象範囲

NTT東西殿のAOクロージャ(NTT東西殿の既存の添架ポイント5.5m、5.8m)を起点にした光引込線を対象範囲とする。

(2) 今回の光引込線の添架ポイント

前項(1)を前提として、NTT東西殿と構築面での同等性を確保する必要から、NTT東西殿が光引込線を敷設している添架ポイントとする。(所謂「ガイドライン」における一般添架ポイントの範囲外)

(3) 6.1m(関西は5.8m)ポイントの扱い

前回検討会の議論により、6.1mに突き出し金具を取り付けた新たな添架ポイントは一般添架ポイントの扱いになる。



以上から、今回検討対象とする電柱添架ポイントは次のとおり。

- ・既存のNTT東西殿の5.5m、5.8m添架ポイント(一東化)
- ・6.1m(関西は5.8m)の光引込線の直接添架(引っ掛け含む)

論点1 添架ポイント 2-(2)

【弊社の考え】

案C 6.1mポイントでの単独添架 or 5.5m・5.8mポイントでのNTT東西殿との一束化（選択可）

【理由】

設備（添架）状況に応じて、既存のNTT東西殿の添架ポイント内での一束化と6.1mポイント（関電殿エリア5.8m）での直接添架が選択可能となる条件が必要であり、次の理由から、NTT東西殿との一束化は必須と考えます。

①手続き・開通期間・コスト面での同等性を確保する観点

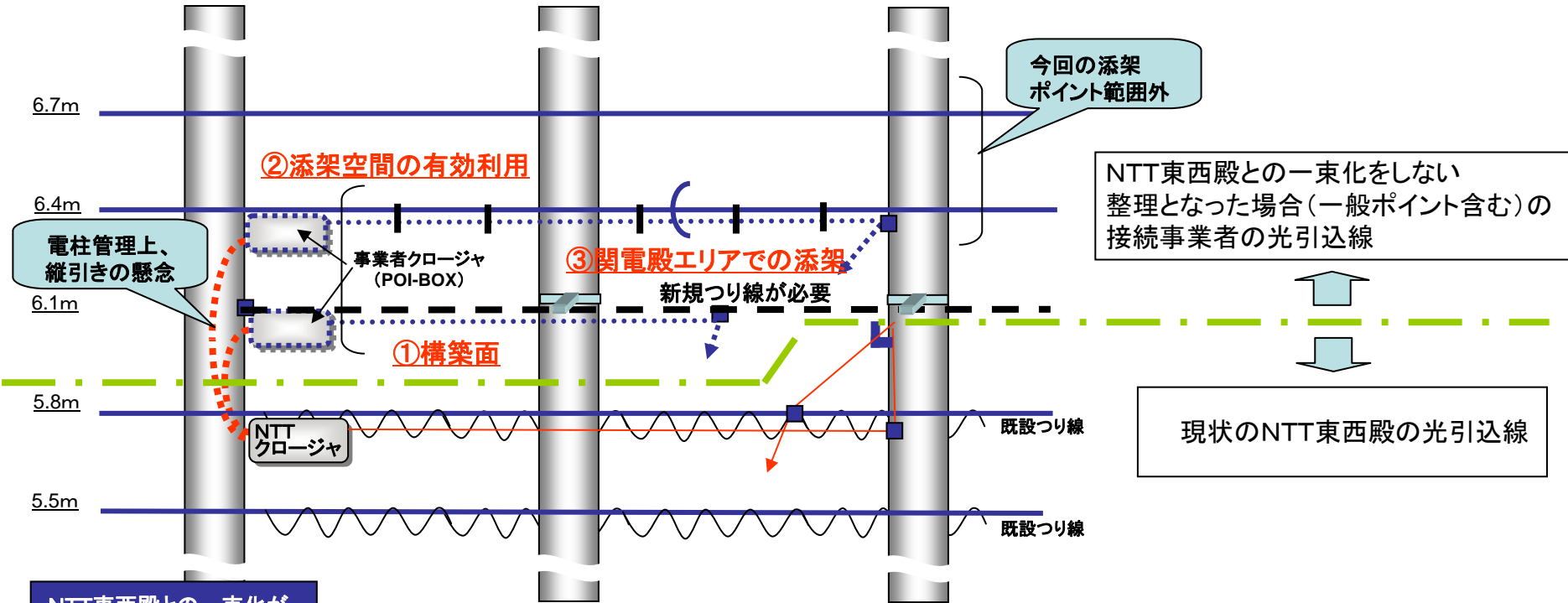
NTT東西殿の現状の光引込線と異なる一般添架ポイント（6.1mも含め）が前提となった場合、既存設備（つり線等）を利用しているNTT東西殿との同等性が確保できない。

②NTT東西殿との一束化無しで6.1mポイント（関電殿エリア5.8m）に添架する光引込線が電柱添架空間の有効利用に与える影響について、現段階では判断できない。

③関電殿エリアは、6.1mが一般添架ポイントと整理されていることから、実質的にNTT西殿との一束化は必須となる。

第1回検討会では、6.1mポイント（直接添架）を第1順位とする方向性が示されましたが、NTT東西殿との一束化の必要性を改めて次頁に整理しました。

■NTT東西殿との一束化ができない場合(同等性が担保されない)

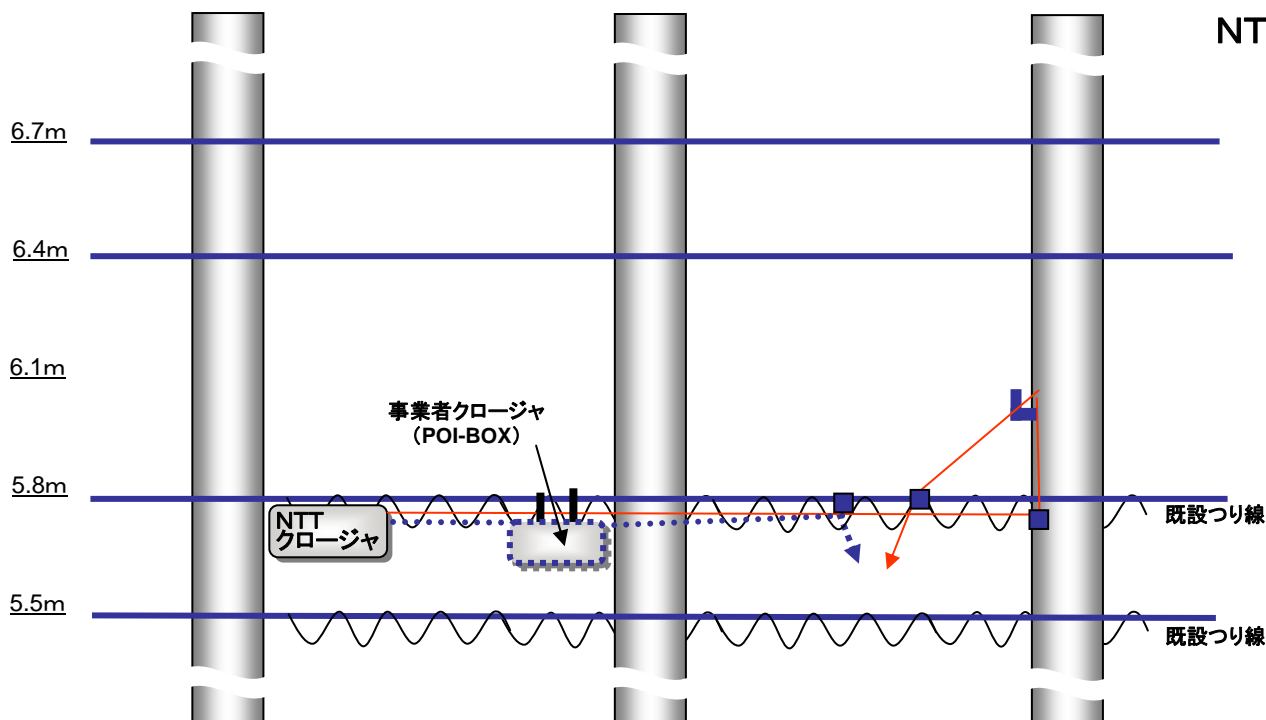


NTT東西殿との一束化ができない場合

		NTT東西殿の光引込線の場合	接続事業者の光引込線の場合
①構築面	■ 共架手続	既設設備を前提とした手続 (NTT柱では自社内整理)	必要となる→【構築期間の長期化】 強度計算も必要
	■ 構築期間・コスト	既設つり線の利用等で構築期間・コスト抑制	新規つり線・突き出し金具等の設置が必要 →【構築期間の長期化/コストの増加】
②添架空間の有効利用への影響の懸念		—	NTTクロージャ起点となるも、光引込線用にNTT東西殿とは別の添架空間を利用
③関電殿エリアでの添架		既設ポイント(5.5m、5.8m)を利用	5.8mに空きがない場合、6.1mの一般添架ポイントへの添架となる(一般添架者と同じ手続)【構築期間の長期化】

同等性を確保するために
NTT東西殿との一束化が必要
(次頁に記載)

■NTT東西殿と一束化した場合(同等性が担保できる)



NTT東西殿との同等性が担保できる理由

①構築面

■ 共架手続

電力柱: NTT東西殿と同じ手続

NTT柱: 事前に条件等を整理することで簡略化が可能

■ 構築期間・コスト

事業者クロージャ(POI-BOX)の設置は余分なものなるが、その他は同等となる整理が可能

②添架空間

NTTシェアード回線と同等とすることで、添架空間の有効利用が可能

③関電殿エリアでの添架

NTT西殿と同じ添架ポイントとなり手続き簡素化(同等性の担保)が可能となる

【前提条件】: NTT東西殿クロージャが起点となる光引込線

【課題】 : NTT東西殿と事前に一束化にかかる技術・運用条件を整備
(事業者クロージャ設置の工夫、運用上の工夫 等)

【6.1mポイントの利用】(関西は、5.8mポイントが空いている場合):
NTT東西殿と同様に、光引込線の引っ掛けや直接添架にて利用
※「直接添架」については、定義を明確にすべき。

論点2 電柱添架申請等の同等性 2-(2)

【弊社の考え】

NTT東西殿との構築面における同等性を確保する観点から、今回NTT東西殿からご提示予定のNTT東西殿が添架する際の現状の電柱添架申請手続きの実態をお聞きし、その上で次回に簡素化(案)を提示させていただきます。

論点2-2 一束化について (1)

○「一束化」の範囲についての考え方

【弊社の考え】

NTT東西殿との既存添架ポイント(5.5m、5.8m)での一束化議論とは別に、電柱管理上、装柱材(金物)を減らす観点から、また添架空間の有効利用の観点から、論点2-2(1)に述べられた点(共用)も可能とすべきと考えます。

今回の光引込線に限定した範囲であれば、個人宅引き込みのためのワイヤ等の利用や装柱材(金物)・既存つり線の一部を共用する等も可能とすべきと考えます。

但し、管理・障害時対応の観点から、以下の取り決めが必要と考えます。

◆共用を行うことについて、事業者間での事前承諾(今回の光引込線対象事業者間)

◆共用する設備の範囲・条件(工法・運用等※)を事前に確認

※特にNTT東西殿の標準工法等との違いがある場合に必要

◆共用した場合の通知方法(設備毎での有無含め)

等

論点2-2 一東化について (2)

○ (一般添架ポイントでの) 一東化協議の実態等について接続事業者から説明

牛込地区・神楽坂地区でのF T T Hトライアル等の経験より回答させていただきます。

①一東化協議の開始から合意までの手続き・期間

トライアルの実績では約2ヶ月程度かかりました。(手続きの流れ: 次頁)

②一東化協議における主な協議事項

複数事業者間における共用設備の取扱い・工事方法・工事日程・保守などの条件決めに時間を要しました。

③一東化を行う事業者間での主な合意事項(特に保守面や事故が起こった場合の取扱い等)

②で協議した内容について合意しました。保守面や事故が起こった場合の連絡体制についても、迅速に対応する旨の合意事項が盛り込まれております。合意までの協議に最も時間を要しますが、合意後、実運用上の問題は発生しておりません。

④一東化に伴う事故の発生割合等

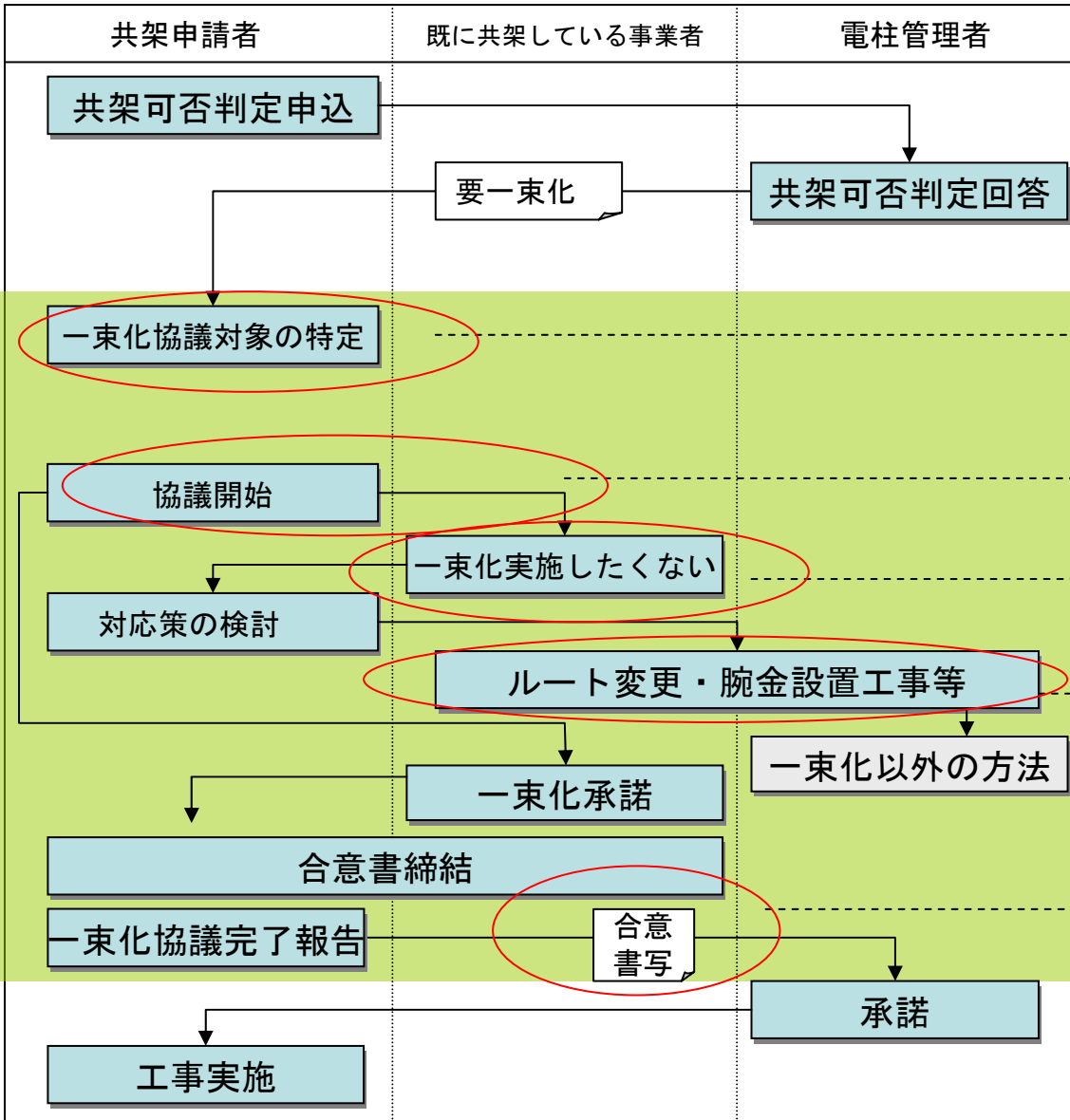
一東化に起因する事故が発生した経験はございません。

⑤N T T東西殿に一東化する場合と他事業者に一東化する場合の相違点等

- ・ 一般添架ポイントに共架している事業者が極めて多く、相手事業者の特定・協議に時間がかかります。
- ・ 協議をする相手先の事業者によって一東化の条件等の判断が異なります。
- ・ N T T東西殿とは事前に工法等の整理を行なうことができれば、一旦取り決めた条件で一東化が可能と考えます。(詳細: P 9)

「①一束化協議から合意までの手続き・期間」

F T T H トライアル等の例から手続きの概要を示します。



● 共架可否判定回答には、共架可能・要一束化・要改修・要立替・共架不可があると認識しています。左記は、要一束化の場合の一束化協議に特化した流れを示しております。

原則、共架申請した事業者が現場確認して協議先の事業者・難視聴起因者等を探す。

必要に応じ複数事業者と協議。

一束化回避を要望された場合、協議及び対応策の検討に時間を要する。

一束化回避のための腕金設置等、期間・コスト等がかかる。腕金の設置もできない場合もあり、ルート変更の検討も必要。

合意書の写しを提出後共架の承諾。

約2ヶ月

「⑤NTT東西殿に一束化する場合と他事業者に一束化する場合の相違点」

NTT東西殿との一束化をルール化することにより、協議にかかる時間を短縮することが可能。

	事業者が新規に光引込線を敷設する場合		NTT東西殿が新たに光引込線を敷設する場合 (自社内での一束化)
	一般添架ポイントでの一束化	NTT東西殿との一束化	
協議を行なう事業者を探すこと	△ 見つからない場合あり	○	○
複数事業者との協議を行なうこと	△ 面展開時や既に複数事業者で一束化されている電柱の場合等	○ 「NTT東西殿のみと協議」とするルール化が前提	○
事業者毎に異なる内容の協議事項が発生すること	△ 事業者毎に異なる対応	○ 「NTT東西殿のみと協議」とするルール化が前提	○
一束化回避を要望されている事業者との対応	× 腕金設置やルート変更	○ 「NTT東西殿のみと協議」とするルール化が前提	○

<<凡例>>
 ○ 有利
 △ 不利
 × 著しく不利

NTT東西殿との一束化について、NTT東西殿から懸念される点が示されていますが、弊社前回資料でも述べさせて頂いたとおり、他方の工事による破損リスクはNTT東西殿内でも同じであり、また、復旧、支障移転時の順序性、連絡体制などは事前のルール化で対応可能と考えております。

論点3 電柱添架費用(＝電柱利用料)の同等性

NTT東西殿との光引込線自前敷設の同等性を判断する上で、電柱添架費用は重要な要素の1つであり、現状NTT東西殿における「光引込線毎の新設時」に発生している電柱利用料と同水準で、事業者が利用できることが必要と考えます。

そのため、次回検討会において、NTT東西殿より、NTT東西柱・電力柱それぞれについて、光引込線毎の新設時(各工法毎)に係る電柱添架費用のご提示をお願い致します。

論点4 道路占用関係

道路占用許可に関しても、期間・手続きが同等となるために事業者側でどのような対応がとれるのか、更に道路占用許可の仕組みに工夫が必要か等を継続して整理する必要があると考えます。

そのため、次回検討会において、NTT東西殿より、期間・手続きの実態についてご説明をお願い致します。

論点5 その他 NTT東西の電柱情報の開示の必要性

情報の同等性の観点から、NTT東西殿が所持している電柱情報(NTT柱・電力柱・民地柱)の開示が必要であり、具体的に必要な情報としては、事前のルート設計や共架申請・道路占用許可申請のために、電柱位置・番号と考えます。

論点5 その他 (追加)NTT単独柱の扱い

NTT単独柱は、共架申請手続き、添架ポイント、工法面(一東化を含む)等において、共架柱における整理と全く同じ扱いでよいのか確認が必要と考えます。

【確認事項】

以下の事項については、本検討会における前提条件として認識を共有できているものと考えております。

- (1) 光引込線の自前敷設時は、NTT東西殿の配線ブロックエリア等に捉われず、事業者の自由設計・工事で構築が可能であること。(→前回検討会で弊社より提示した事項)
- (2) NTT東西殿の局外スプリッタ利用については、事業者側で選択可能であること。(→前回検討会で弊社より提示した事項)
- (3) 光引込工事の開始タイミング・工期の同等性を考慮すると、引渡し条件(AOクロージャの位置・引渡時期等)については、事業者が指定でき、また事前に開示されること。